

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年5月20日

静岡市長 殿

提出者

住 所 静岡市葵区漆山860番地
氏 名 地方独立行政法人静岡県立病院機構
静岡県立こども病院
院長 坂本 喜三郎
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 054-247-6251

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	地方独立行政法人静岡県立病院機構 静岡県立こども病院
事業場の所在地	静岡市葵区漆山860番地
計画期間	令和6年4月1日より令和7年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	医療機関
②事業の規模	279床
③従業員数	817人(正規職員650人、再雇用職員19名、有期職員148人)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	発生部署(病棟、手術室、検査室、薬剤室) ↓回収 病院施設内廃棄物保管場所 ↓運搬 処分施設(焼却、中和、凝集沈殿) ↓処分 最終処分場(管理型埋立施設にて埋立て又はセメント等の資源化利用)

文 6.5.22
(日本工業規格A列4番)



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

【統括責任者】

院長 坂本喜三郎

【管理部門及び役割】

- ・特別管理感染廃棄物管理責任者…①廃棄物の適正な処理の検討、②院内廃棄物管理規程の策定及び改廃、③廃棄物に関する各種事項の決定及び承認
- ・事務取扱管理者…①マニフェスト、記録、契約書等の適正処理及び保管、②関係法令等で定められている計画、届出、変更、報告書等の作成及び関係行政機関への提出、③廃棄物処理に関する情報の収集及び院内関係部門への情報提供
- ・感染対策室（感染対策委員会）…適切かつ効果的な院内感染予防のため、感染に関する諸問題の検討と対策の推進を実施
- ・医局長、看護師長、輸血管理室長、臨床検査室技師長、薬剤室長、総務課長…①感染性廃棄物の分別及び保管に対する責任、②院内環境の保全及び院内外への感染防止、③廃棄物の減量化及び再資源化の推進、④廃棄物処理に対する教育及び指導

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		引火性廃油
		排 出 量	114.761 t	0.432 t
		(これまでに実施した取組) 特になし		
② 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		引火性廃油
		排 出 量	114.000 t	0.430 t
		(今後実施する予定の取組) 医療機関であるため、排出抑制への取り組みは困難である。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特別管理産業廃棄物の種類：感染性廃棄物 分別に関する取組：感染性廃棄物の内容により分別している。 ①注射針等鋭利なもの、患者の血液・体液等 ⇒指定容器（20リットルプラスチック容器）に入れ、院内ゴミ集積場に運搬。その後処分場所まで運搬。 ②その他 ⇒青色ビニール袋に入れ、院内ゴミ集積場に運搬。 その後、80リットル段ボールに入れ処分場所まで運搬。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現在の取組を継続する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	該当なし		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	該当なし		t
		(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類			
② 計画	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	該当なし		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	該当なし		t
① 現状	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	該当なし		t
	(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類			
② 計画	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量		t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量		t	t
		(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】				
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	該当なし				
	自ら埋立処分を行つた 特別管理産業廃棄物の量	該当なし		t		
	(これまでに実施した取組)					
② 計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら埋立処分を行つた 特別管理産業廃棄物の量	t	t			
(今後実施する予定の取組)						

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	
	全処理委託量	114.761 t	0.432 t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	114.761 t	0.432 t	
	再生利用業者への 処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	
(これまでに実施した取組)				

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	114.000 t	0.430 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	114.000 t	0.430 t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
電子情報処理組織の使用 に関する事項	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	【前年度（令和5年度）実績】		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ボリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		115.193 t
	(今後実施する予定の取組) 電子マニフェスト導入済み。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。